個人事業主が納める税金は 4 つ

①所得税（国税） 1/1～12/31 の間に得た所得（収入-経費）に対して課税

翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までに税務署へ確定申告をする

＜所得税の計算式＞

所得税額＝（所得－国保、年金、小規模企業共済等掛け金、生命保険料、基礎 48 万、寄付、専従給与、青色申告特別控除）×税率－控除額

医療費 10 万以上

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	42 万 7,500 円

1,000,000×0.05＝50,000 円

②消費税（国税）

課税対象売上高が 1,000 万円以上となった事業年度から起算し、2 年後に初めて納税義務が発生

③個人事業税（地方税）全額租税公課扱い

確定申告書を税務署に提出すれば、個人事業税についても、申告したことになるため、改めて申告を行う必要はありません。確定申告後に送られてくる納付書に従って行います

製造業や物品販売業など 37 業種が分類される「第 1 種事業」の税率は 5%

個人事業税は、全額租税公課扱いとなります。

額（課税標準額）：前年中の事業所得・不動産所得（総収入金額－必要経費）－各種控除

税額　＝　課税標準額　×　税率 5%

6,000,000-1,000,000＝5,000,000

5,000,000-事業主控除（一律 290 万円）-事業専従者給与

・住民税（地方税）

確定申告時に提出したデータを基に各自治体によって実施され、確定した税額が各個人に通知されるしくみ

＜住民税の所得割の計算式＞

所得割額＝（所得－所得控除額）×税率－税額控除額